

令和 4 年 4 月 28 日

第 2 回南知多町議会臨時会会議録

## 1 議 事 日 程

4 月 2 8 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字片名地内における車止めポール損傷事故））
- 日程第 5 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 6 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 7 議案第 27 号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 28 号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 29 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 30 号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 31 号 令和 4 年度南知多町一般会計補正予算（第 1 号）

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作	
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽	市
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保	
7 番	石	垣	菊	蔵	8 番	服	部	光	男
9 番	藤	井	満	久	10 番	吉	原	一	治
11 番	榎	戸	陵	友	12 番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	高田順平	総務課長	坂口増和
税務課長	内田純慈	企画財政課長	滝本功
建設経済部長	滝本恭史	産業振興課長	奥川広康
厚生部長	大岩幹治	健康子育て室長	相川和英
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
学校教育課長	鈴木和芳		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主査	小坂有一
--------	-------	----	------

[ 開会 10時35分 ]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は大変御多用の中、4月臨時町議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、砲撃が始まって2か月余りとなるロシアの侵略、そして直近では知床観光船浸水事故、悲しくつらい事故から6日目を数え、事故に遭われた方々や御家族の皆様には一日も早い発見を願っております。

少し明るい話題。昨日の新聞記事に、リニアの工事再開に向けて、ゴーサインや課題解決の方向性が掲載されておりました。未来の愛知にとって、この事業が進展することを期待したいものでございます。

本日は、臨時議会ではありますが、幾つかの議案が提出されております。明日から始まる長いお休みの前でもありますので、円滑な議会運営に御協力よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、片山陽市議員、5番、小嶋完作議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

### 日程第3 提出案件の概要説明

#### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、提出案件の概要説明を申し上げます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には、公私とも大変御多用の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、専決処分の報告について1件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ7議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を説明申し上げます。

報告第2号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字片名地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第25号及び議案第26号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例及び南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第27号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与

改定に併せ、議会議員並びに特別職及び一般職の職員の期末手当、支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第30号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員について、その任用される年度内は期末手当の額を変更しないこととするため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、令和4年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,184万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,584万1,000円とするものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

---

**日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字片名地内における車止めポール損傷事故））**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字片名地内における車止めポール損傷事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

**○総務部長（高田順平君）**

報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

データの4ページを御覧ください。

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字片名地内で発生した事故について、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和4年3月24日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和4年2月9日午前10時30分頃、職員が南知多町

大字片名地内の駐車場において、公用車を後退させる際に後方確認を怠り、相手方が所有する車止めポールに接触させ、当該ポールを損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は3万3,000円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し、事故に係る車止めポールの修理代として損害賠償の金額を支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第25号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの9ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

2の改正の主な内容です。

(1)の法人の町民税関係は、地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、第46条関係であります。

(2)の固定資産税関係は、ア、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（わがまち特例の割合）を追加する改正で、附則第10条の2関係であります。貯留機

能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例4分の3を追加するものであります。次に、イ、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正で、附則第10条の3関係であります。ウ、土地に係る負担調整措置について令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正で、附則第12条関係であります。

3の施行期日等です。

(1)の施行期日は、令和4年4月1日です。

(2)の固定資産税に関する経過措置について。ア、次のページのイのとおり、附則第2条において定めております。

次のページ、11ページから14ページに、この条例の新旧対照表をつけていますので御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略し採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第6 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第26号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの19ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

2の主な改正の内容です。

(1)地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第2項から第5項及び第17項関係であります。

(2)貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例4分の3の追加で、附則第6項関係であります。

(3)土地に係る負担調整措置について令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正で、附則第8項関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、令和4年4月1日でございます。

(2)は経過措置で、この条例による改正後の南知多町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとするのであります。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税を停止しております。

次のページ、20ページから22ページに、この条例の新旧対照表をつけていますので御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 議案第27号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第28号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第29号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第27号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第29号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第27号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

データの25ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由です。

人事院は、令和3年8月に民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナス（期末手当）を年間0.15月分（再任用職員にあっては、年間0.10月分）引き下げる給与勧告を行いました。これに基づき、国家公務員の一般職については「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が、特別職においては「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員並びに特別職及び一般職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正内容です。

(1)の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正となります。

(2)の南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係となります。改正内容は、期末手当の支給割合について、令和4年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.625月分とします。なお、令和4年6月期の期末手当の額は調整額（令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額）を減じた額とするものであります。

次のページをお願いします。

最上段の表は、令和3年度、4年度の期末手当について、6月期、12月期、年間の合計の支給割合を表したものであります。

次に、(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、第20条第2項関係の改正となります。改正内容は、再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合につ

いて、令和4年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.20月分とします。再任用職員の期末手当の支給割合について、令和4年6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.675月分とします。なお、令和4年6月期の期末手当の額は調整額（令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日において再任用職員以外の職員は127.5分の15（再任用職員は72.5分の10）を乗じて得た額）を減じた額とするものであります。

次の中段の表は、再任用職員以外の職員、下段の表は、再任用職員の令和3年度、4年度の期末手当について、6月期、12月期、年間の合計支給割合を示したものであります。

3の施行期日は、公布の日からとなります。

次の27ページ、30ページ、34ページには、各条例の新旧対照表が示してありますので御覧いただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、議案第27号、28号、29号について質問いたします。

まず第一に、根本的なことです。コロナ対策で頑張っている南知多町の職員の賃金を下げていいのでしょうか。

2つ目、退職者に対して0.15か月の減額請求をしていますか。取らないなら、なぜ減額請求しないんですか。

3つ目、令和3年度人事院勧告の実施は、国家公務員法の第28条の情勢適応の原則で、基本的には説明があったように令和3年のうちに実施されるのが当たり前であります。令和4年度は年度が変わっており、令和3年度のことを年度をまたいで遡って削減するのは明らかに不利益不遡及の原則に反すると考えませんか。

4つ目、会計年度任用職員は、期末手当のみの支給であります。勤勉手当は支給されておられません。一般公務員は期末・勤勉手当を支給されております。会計年度任用職員

へも一般公務員と同じの1.5%削減をするのはおかしいと考えませんか。期末・勤勉手当相当と比較すべきであって、会計年度任用職員へは1.5%削減ではなく0.7%程度でもいいのではないかと考えますが、いかがですか。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。休憩中は窓を開けます。よろしく願いいたします。

[ 休憩 11時00分 ]

[ 再開 11時10分 ]

**○議長（石垣菊蔵君）**

それでは、本議会を再開いたします。

答弁をお願いします。

総務課長。

**○総務課長（坂口増和君）**

ただいま内田議員から4つの質問をいただきました。

1つ目、コロナ対策で頑張っている職員の給与を下げていいのか、2つ目、退職者への減額を求めるのか、3つ目、3年度調整分を4年度で減額するのはいいのか、4つ目、会計年度任用職員については期末手当のみなのに1.5%減するのはなぜかという質問をいただきまして、4つまとめて答弁させていただきます。

本町におきましては、国家公務員の改定に順じて改定する必要があると考えておりますので、国と同様の対応をまいります。以上です。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第27号、議案第28号、議案第29号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議あり。討論します」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

討論することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○6番(内田 保君)

それはおかしいんじゃないですか。討論は当たり前ですよ。そんなこと可決してはならないと思います。

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員に申し上げます。

本議会は、討論についてはあらかじめ通告制というルールを議員の中で決めておりますので、それに従ってください。

○6番(内田 保君)

臨時会ですから、これ通告なしでできませんか。

○議長(石垣菊蔵君)

同じです。以上です。

座ってください。

○6番(内田 保君)

それはちょっと横暴だと思います。

○議長(石垣菊蔵君)

決めてありますから、あなたはそれを言えばいいじゃないですか、前に。もう既に決まっていますので、通告制として。これは後ほどまたどうぞ、好きな意見を言ってください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

起立少数でありますので、よって、討論は省略することになりました。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、議案第28号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

---

## 日程第10 議案第30号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第30号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

### ○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第30号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの37ページを御覧ください。

1の改正の理由です。

これまでは、会計年度任用職員の期末手当は、一般職の職員の期末手当を改定するために南知多町職員の給与に関する条例が改正されれば、現行条例第13条の規定により給与条例の規定を準用し、自動的に改定されることとなっておりました。

しかし、会計年度任用職員は、一会計年度内で任用される職であり、任用時に勤務条件を通知していることから、今後は当該条件が適用される年度内は期末手当の額を変更しないこととするため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、期末手当について、給与条例第20条を準用しない規定に改正し、支給対象、支給割合及び期末手当基礎額を定めるもので、第13条関係であります。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第30号に対して質問いたします。

基本的に矛盾はありますが、この条例改正は会計年度任用職員の利益になるものであり、賛成するものであります。

しかし、単年度任用で考えるならば、再任用者も基本的に単年度任用であり、複数年任用者もいますが、会計年度と同じようにこのような条例適用も必要ではないかと考えます。会計年度任用職員だけではなく、再任用者への同じような条例適用も考えるべきじゃないですか。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

ただいまの内田議員からの御質問、再任用職員についても会計年度任用職員と同様の対応をとということでございますが、本町ではそのような考えはございません。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第31号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第1号)

##### ○議長(石垣菊蔵君)

日程第11、議案第31号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

##### ○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第31号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、39ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,184万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,584万1,000円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業、コロナワクチン接種事業及び観光施設整備事業に係る補正でございます。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

43ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は181万5,000円の増額補正であります。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として4回目接種に係る接種券の作成並びにシステム改修に係る経費を追加するものであります。

7款1項商工費、2目商工業振興費は5,980万円の増額補正であります。

このうち、南知多町地域応援クーポン券発行事業費は5,500万円の増額補正で、コロナ禍により売上げが減少している町内の小売業者等への支援策として、地域応援クーポン券を発行することにより、町内消費の拡大を図り、併せて各家庭における家計の支援を行うため、1,000円ごとに使用できる500円クーポン券を6枚1つづりとして全町民を対象に配付するための経費でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策経営相談体制強化事業費は480万円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている町内事業者の雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備することを目的として、商工会が事業者から経営相談や各種申請書等の対応を行う相談員の配置に要する費用に対して補助金を交付するものであります。

次に、4目観光振興費は6,582万5,000円の増額補正であります。

このうち、観光施設整備事業費は2,390万5,000円の増額補正で、12節委託料は、師崎港観光センター及び内海観光センターの整備に係る経費でございます。18節負担金、補助及び交付金は、海辺の様々な活動並びに活動に関わる人を支援し、その情報を共有する拠点を整備する渚の交番プロジェクトを推進するための補助金でございます。

また、新型コロナウイルス感染症観光対策事業費は4,192万円の増額補正で、宿泊促進事業補助金は、コロナ禍における町内宿泊施設への宿泊者数の維持を目的とし、本町を訪れる観光客に対し宿泊費の一部を助成することで観光事業者の支援を行うもので、1人1泊を上限に6,000円の助成を行い、そのうちの1,000円は町内でお土産の購入などに使用できるクーポン券を発行するもので、4,000万円の増額補正であります。

次の44ページ、上段を御覧ください。

海水浴場等感染防止対策事業費補助金は、町内5つの海水浴場への感染症拡大防止対策に要する経費を補助するもので、150万円の増額補正であります。離島産業廃棄物運搬費補助金は、新規焼却施設の稼働に伴い、産業廃棄物を受け入れることができなくなり、別の処理施設へ運搬しなければならなくなったことによる負担の増加に対応するため、コロナ禍における離島観光事業者から排出された廃棄物の運搬に係るフェリー代を支援するもので、42万円の増額補正であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は331万2,000円の増額補正であります。

これは、小中学校修学旅行等キャンセル料補助金として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、修学旅行や林間学校を中止としたり、参加を予定していた児童・生徒が出席停止により参加できなくなった場合に、学校あるいは保護者が負担するキャンセル料を補助するための経費であります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は108万9,000円の増額補正で、篠島中学校保健室の空調機器の取替えのため、工事請負費を新たに計上するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、42ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は9,103万2,000円の増額補正であります。

これは、新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金で、本町が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に対する交付金でございます。

3目衛生費国庫補助金は181万5,000円の増額補正であります。

これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、ワクチン接種のために必要な体制を整備するための経費に係る補助金であります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金は1,400万円の増額補正であります。

これは、歳出で御説明いたしました南知多町地域応援クーポン券発行事業に対する補助金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は2,499万4,000円の増額補正であります。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点目、43ページのクーポン券の交換手数料事務委託は、観光協会に280万円委託するというのでよろしいですか。

2点目、クーポン券換金手数料44万円とクーポン券関連事務委託料280万円、2つあるんですね。これってどう違うんですか。

3点目、経営相談体制強化事業の関係ですけど、ほかの商工会は120万円で半額です。なぜ師崎商工会だけ240万円の計画になっているのか、相談員を倍配置する計画なのかどうか、そこら辺をお答えください。

4点目、44ページの離島の産業廃棄物収集運搬事業ですが、これ月1回を想定して12回にしているのか、12回を超えた場合はどうするのか、このことについてもお答えください。

最後です。44ページ、修学旅行、林間学校は、ほとんど今やれるような状況です。これやらなかった場合に331万円が想定してあるわけですが、もしやらなかった場合には、学校教育に関わったお金として331万円は使うという、そういうことでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの御質問にお答えします。

まず、43ページのクーポン券関連事務委託料280万円につきましては、商工会へのクーポン券の作成手数料だったりPRポスター、PRチラシ、クーポン券等、店舗ののぼり等の作成業務委託料となっております。

役務費のクーポン券換金手数料44万円というのは、クーポン券を金融機関に持っていたときの換金手数料になりまして、額面の0.5%並びに振込手数料となりますので、金融機関への手数料となっております。

続きまして、経営相談体制強化事業補助金につきましては、なぜ師崎商工会が多いのかという御質問でございますが、会員数につきましては、師崎商工会が約600、内海、豊浜、約200ずつでございますが、それに比例いたしまして、相談件数が師崎商工会は多いものですから、師崎商工会が多いという形と取らせていただいております。

○議長（石垣菊蔵君）

次の答弁をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

内田議員の御質問に対しましてお答えします。

この予算を計上しました金額につきましては、あくまでも修学旅行、林間学校等がキャンセルになった場合の補助金でございますので、基本的にはその日に行けなかった場合は延期、時期をずらして行っていきますので、国のほうでも出ておりますが、基本的には場所等を変えながら修学旅行等は行っていただくということですので、あくまでも使えなかった場合のこの金額、予算計上ではございません。キャンセル料のための補助金の計上でございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

大変失礼いたしました。内田議員からの質問に1つ答えておりませんので答えさせていただきます。

44ページの離島産業廃棄物運搬費補助金につきましては、年間12回月1回程度相当を見込んでおります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

12回じゃできなかった場合にどうするんですかということをお聞きしているんです。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

これまでの実績を照らし合わせて月1回というところで計算しておりますので、ここの中に入るという予算計上で考えております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第2回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

[ 閉会 11時33分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 片 山 陽 市

署 名 議 員 小 嶋 完 作